

事 務 連 絡

令和3年9月30日

ご担当者各位

厚生労働省

老健局高齢者支援課

「令和3年度老人保健健康増進等事業 介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」へのご協力について
(お願い)

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)により、本年4月より、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、全ての介護事業者を対象に虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修をすること等を義務化(令和6年3月31までの間、経過措置を設定)することをお願いしたところでありますが、それを踏まえ、今般、各事業所における取組の現状等を把握することを目的とした標記事業を実施することとし、事業者の公募を行った結果、認知症介護研究・研修仙台センターにおいて事業を実施することを決定したところであります。

つきましては、標記事業を進めるに当たり認知症介護研究・研修仙台センターにおいて調査を実施することとなりましたので、ご多忙の中とは存じますが、当事業に対しご理解をいただくとともに、調査へのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。